

第3編 緊急事態応急対策

災害の拡大を防止し、又は軽減するため、県、国、重点市町、その他の市町、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害又は複合災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生への防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと緊急事態応急対策に万全を期するものとする。

第1章 応急措置の概要

【防災危機管理課、消防防災安全課、原子力安全対策課、医療対策課、四国電力㈱】

原子力災害時において、県、重点市町、その他の市町、関係機関及び原子力事業者が行うべき応急措置の概要は、次のとおりである。

3-1-1 県のとるべき措置

- (1) 原子力事業者からの事故発生等の通報受理
- (2) 被害状況の把握及び情報の収集
- (3) 緊急時モニタリングの実施
- (4) 防災上必要な措置に関する国との協議
- (5) 重点市町、その他の市町、関係機関への放射能影響予測結果、被害状況等の通報
- (6) 重点市町、その他の市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (7) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (8) 放送機関への緊急放送要請
- (9) 住民広報の実施
- (10) 防護対策区域及び警戒区域の設定
- (11) 重点市町に対する屋内退避、避難等の指示の伝達等
- (12) 避難者の避難先調整及びその他の市町又は他県への避難者受入要請
- (13) 被災者の救出・救護等の措置
- (14) 自衛隊の災害派遣要請
- (15) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (16) 防災業務関係者に対する原子力防災資機材の準備
- (17) 緊急援護備蓄物資の供給
- (18) 救援物資の調達、輸送
- (19) 原子力災害医療の実施
- (20) 安定ヨウ素剤の配布指示の伝達等
- (21) 被ばく者に対する除染
- (22) 飲料水・飲食物の摂取制限等
- (23) 被災地の警備、交通の確保及び規制

- (24) 被災地の応急復旧
- (25) 消防防災ヘリコプターによる緊急事態応急対策の実施
- (26) その他必要な応急対策の実施

3-1-2 重点市町及びその他の市町のとるべき措置

1 重点市町

- (1) 住民広報の実施
- (2) 緊急時モニタリングへの参画
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 避難の指示及び被災住民の収容
- (5) 消防団に対する出動命令
- (6) 防護対策区域及び警戒区域の決定と避難措置
- (7) 避難住民の輸送
- (8) 指定避難所の設置・運営
- (9) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
- (10) 救援物資の配布
- (11) 被災者収容施設の供与
- (12) 原子力災害医療の実施及び協力
- (13) 安定ヨウ素剤の配布
- (14) 被ばく者に対する除染
- (15) その他必要な応急対策の実施

2 その他の市町

- (1) 住民広報の実施
- (2) 避難者の受入れ
- (3) 指定避難所の設置・運営
- (4) 救援物資の配布
- (5) その他重点市町における応急対策の応援

3-1-3 県民のとるべき措置

重点市町災害対策本部長の指示による避難行動等の実施

3-1-4 関係機関のとるべき措置

- (1) 災害情報の県、重点市町等に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請
- (3) 県、重点市町の要請に基づく救援の実施

- (4) 県、重点市町と一体となった緊急事態応急対策の実施
- (5) その他必要な応急対策の実施

3-1-5 原子力事業者のとりべき措置

- (1) 災害情報の国、県、重点市町及び関係機関等に対する通報
- (2) 発災施設の応急対策及び復旧
- (3) 緊急時モニタリングの実施及び協力
- (4) 原子力災害医療の実施及び協力
- (5) 住民広報の実施
- (6) その他、県、重点市町及び関係機関等の行う緊急事態応急対策に対する全面的な協力

第2章 県災害対策本部の設置

【防災危機管理課、原子力安全対策課、東予地方局総務県民課防災対策室、東予地方局今治支局総務県民室、中予地方局総務県民課防災対策室、南予地方局総務県民課防災対策室、南予地方局八幡浜支局総務県民室】

3-2-1 県災害対策本部の設置等の基準

知事は、原子力発電所にかかる防災対策については、次の判断基準に基づき、国と協議の上、災害警戒本部又は災害対策本部の設置を行うものとする。

1 災害警戒本部

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 警戒事態が発生したとき（別表1）
- (イ) その他知事が必要と判断するとき

イ 廃止基準

- (ア) 原子力災害等の警戒にあたる必要がなくなったとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき

(2) 組織及び所掌事務

ア 組織

災害警戒本部に、災害警戒室及び各対策部並びに地方警戒本部・支部を置く。

また、原子力災害時において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、本部長が特に必要と認めるときは、オフサイトセンター（状況により南予地方局八幡浜支局（以下「八幡浜支局」という。）等）に現地災害警戒本部を設置する。

その他、災害警戒本部の編成及び運営については、別に知事が定めるところによる。

イ 所掌事務

災害警戒本部は、原子力災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、気象情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る事務を実施する。

(3) 災害警戒本部会議の開催

本部長は、災害警戒本部を設置した場合、必要に応じて災害警戒本部会議を開催し、災害対処方針等について協議する。

(4) 参集及び配備

災害警戒室、各対策部、中予地方局、南予地方局及び八幡浜支局においては、災害警戒本部又は地方警戒本部・支部が設置された場合、直ちに初期の情報収集活動を実施するために必要な人員が参集し、所定の場所において災害応急業務に当たるとともに、災害応急業務の必要性に合わせ順次配備人員を拡大する。

2 災害対策本部

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 施設敷地緊急事態が発生したとき（別表2）
- (イ) その他知事が必要と判断するとき

イ 廃止基準

- (ア) 予想される原子力災害の発生がないとき
- (イ) 緊急事態応急対策措置が完了したとき

(2) 組織及び所掌事務

ア 組織

災害対策本部に、統括司令部及び各対策部並びに各地方本部・支部を置く。

また、原子力災害時において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、本部長が特に必要と認めるときは、オフサイトセンター（状況により代替オフサイトセンター等）に現地災害対策本部を設置する。

その他、災害対策本部の編成及び運営については、愛媛県災害対策本部条例（昭和37年条例第50号）及び愛媛県災害対策本部要綱の定めるところによる。

イ 所掌事務

災害対策本部が所掌する事務は、愛媛県災害対策本部要綱による。

なお、現地災害対策本部で対策実施及び調整できる事務は、現地災害対策本部において対処する。

(3) 災害対策本部会議の開催

本部長（知事）は、災害対策本部を設置した場合、災害対策本部会議を開催し、応急対策活動等について協議する。

(4) 参集及び配備

ア 統括司令部及び各対策部並びにオフサイトセンターにおいては、災害対策本部が設置された場合、直ちに原子力災害への応急対応を実施するために必要な人員が参集し、所定の場所において災害応急業務に当たる。

イ 本部長は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策の支援業務に従事する職員を指揮監督し、必要に応じてオフサイトセンターへ派遣する。

県災害対策本部設置等の判断基準

判断基準		本部の設置等	県の主な対応
Aレベル	(1)警戒事態が発生したとき (別表1) (2)その他知事が必要と判断するとき	災害警戒本部 の設置※1	①原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部との連携 ②災害警戒本部会議の開催 ③住民広報の実施 ④報道機関への公表 ⑤立入調査の実施 ⑥緊急時モニタリングの準備 ⑦国との対策協議 ⑧防災関係機関への連絡 ⑨その他必要な災害応急対策
Bレベル	(1)施設敷地緊急事態が発生したとき (別表2) (2)その他知事が必要と判断するとき	災害対策本部 の設置	①国の現地事故対策連絡会議への参画 ②災害対策本部会議の開催 ③住民広報の実施 ④報道機関への発表 ⑤緊急時モニタリングの実施 ⑥原子力災害医療の実施※2 ⑦国の専門家の派遣要請 ⑧その他必要な災害応急対策
Cレベル	(1)全面緊急事態が発生したとき (別表3) (2)その他知事が必要と判断するとき	災害対策本部 の設置	①原子力災害合同対策協議会への参画 ②災害対策本部会議の開催 ③住民広報の実施 ④報道機関への発表 ⑤緊急時モニタリングの実施 ⑥原子力災害医療の実施 ⑦その他必要な災害応急対策

※1：別表1のうち、13. 外的事象（自然災害）における震度6弱以上又は大津波警報を起因に警戒事態となった場合は、自然災害の対応に係る災害対策本部が設置される。

※2：Bレベルに達しない場合においても、県災害医療対策部長が必要と認めた場合、県災害医療対策部を設置し、原子力災害医療を実施するものとする。

別表 1 警戒事態

警戒事態を判断するEAL	
1. 敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇(AL01)	【1、2、3号機】
<p>(1) 発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が0.15 μ Sv/hを超えたとき。</p> <p>(2) 愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、0.15 μ Sv/hを超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p>	
2. 原子炉停止機能の異常または異常のおそれ(AL11)	【3号機】
<p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないとき、若しくは停止したことを確認することができないとき。</p>	
3. 原子炉冷却材の漏えい(AL21)	【3号機】
<p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。</p>	
4. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ(AL24)	【3号機】
<p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。</p>	
5. 非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ(AL25)	【3号機】
<p>非常用交流高圧母線が一となった場合において当該非常用交流高圧母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続したとき、全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。</p>	
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失(AL29)	【3号機】
<p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。</p>	
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(3号機)(AL30)	【3号機】
<p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき。</p>	
8. 単一障壁の喪失または喪失のおそれ(AL42)	【3号機】
<p>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。</p>	
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ(AL51)	【3号機】
<p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。</p>	
10. 所内外通信連絡機能の一部喪失(AL52)	【3号機】
<p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。</p>	

<p>11. 重要区域*での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ(AL53) 【3号機】</p> <p>重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。</p>
<p>12. 外的事象(自然災害)の発生</p> <p>(1)大地震の発生 【1、2、3号機】</p> <p>当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>(2)大津波警報の発表 【1、2、3号機】</p> <p>当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき。</p> <p>(3)その他 【3号機】</p> <p>当該原子力施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生したとき。</p>
<p>13. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 【1、2、3号機】</p> <p>(1)オンサイト総括が警戒事象と認める事象</p> <p>オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。</p> <p>(2)その他外的事象の発生のおそれ</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。</p>

※各項目中の()内に記載している番号(AL01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

※重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

別表2 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01)</p> <p>放射線測定設備(No.1~4モニタリングポスト)またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1または2地点以上において、$5 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1または2地点以上において、$1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって$1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p>	<p>【1、2、3号機】</p>
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(SE02)</p> <p>以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」(以下、「通報事象等規則(原子炉施設)」という。)第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>	<p>【1、2、3号機】</p>
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SE03)</p> <p>放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>	<p>【1、2、3号機】</p>
<p>4. 火災、爆発等による管理区域外での放射線量の検出(SE04)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、$50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	<p>【1、2、3号機】</p>
<p>5. 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の放出(SE05)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が$5 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	<p>【1、2、3号機】</p>

6. 原子炉外での臨界事故のおそれ(SE06)	【1、2、3号機】
原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。	
7. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能(SE21)	【3号機】
原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき。	
8. 蒸気発生器給水機能の喪失(SE24)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失したとき。	
9. 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失(3号機)(SE25)	【3号機】
全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続したとき。	
10. 直流電源の部分喪失(SE27)	【3号機】
非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続したとき。	
11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失(SE29)	【3号機】
原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。	
12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(3号機)(SE30)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。	
13. 格納容器健全性喪失のおそれ(SE41)	【3号機】
原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。	
14. 2つの障壁の喪失または喪失のおそれ(SE42)	【3号機】
燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。	
15. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用(SE43)	【3号機】
炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。	
16. 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失(SE51)	【3号機】
原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。	

17. 所内外通信連絡機能の全ての喪失(SE52)	【3号機】
原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。	
18. 火災・溢水による安全機能の一部喪失(SE53)	【3号機】
火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。	
19. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生(SE55)	【1、2、3号機】
その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。	

※各項目中の（）内に記載している番号（SE01等）は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す EAL No. である。

別表3 全面緊急事態

全面緊急事態を判断するEAL	
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(GE01) 【1、2、3号機】</p> <p>放射線測定設備(No.1～4モニタリングポスト)またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1または2地点以上において、5 μ Sv/h 以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1または2地点以上において、1 μ Sv/h 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1 μ Sv/h 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5 μ Sv/h 以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p> <p>ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。</p>	
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(GE02) 【1、2、3号機】</p> <p>以下に示す排気筒において「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>	
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(GE03) 【1、2、3号機】</p> <p>放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>	
<p>4. 火災、爆発等による管理区域外での異常な放射線量の検出(GE04) 【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において5mSv/h 以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
<p>5. 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出(GE05) 【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が500 μ Sv/h の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100 倍以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	

6. 原子炉外での臨界事故(GE06)	【1、2、3号機】
原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)になったとき。	
7. 全ての原子炉停止操作の失敗(GE11)	【3号機】
原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないとき、又は停止したことを確認することができないとき。	
8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能(GE21)	【3号機】
原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないとき。	
9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能(GE24)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。	
10. 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失(GE25)	【3号機】
全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。	
11. 全直流電源の5分間以上喪失(GE27)	【3号機】
全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続したとき。	
12. 炉心損傷の検出(GE28)	【3号機】
炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。	
13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失(GE29)	【3号機】
蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。	
14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(3号機)(GE30)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。	
15. 格納容器圧力の異常上昇(GE41)	【3号機】
原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。	
16. 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ(GE42)	【3号機】
燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。	

17. 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失(GE51)

【3号機】

原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。

18. 住民の避難を開始する必要がある事象発生(GE55)

【1、2、3号機】

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。

※各項目中の（）内に記載している番号（GE01等）は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

3-2-2 県の原子力災害発生時の配備体制及び動員計画

1 配備体制

県は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じて次の配備体制をとるものとする。

原子力災害時における職員の配備体制

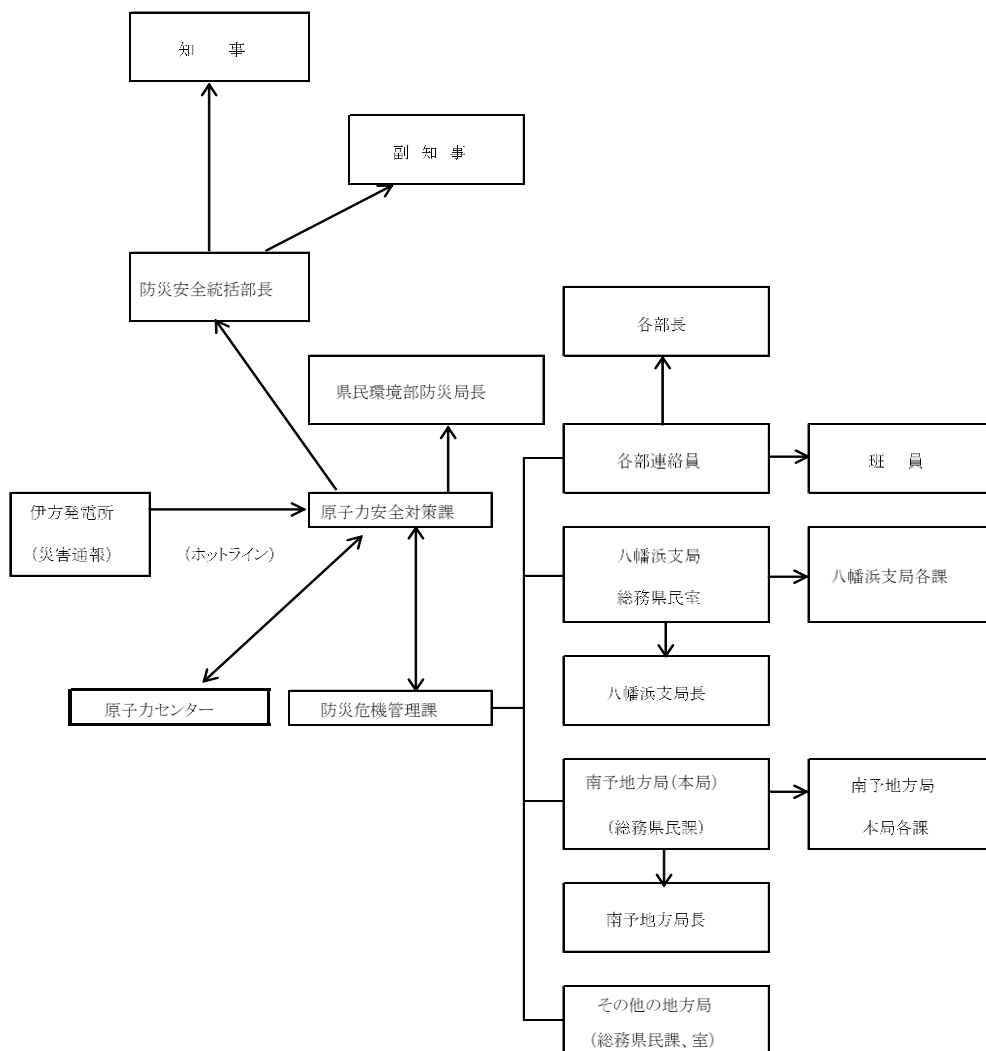
配 備 区 分	配 備 時 期	配 備 内 容	配 備 要 員
災害警戒本部設置	Aレベル	情報通信活動、防災資 機材の準備、立入調査、 発電所周辺の緊急時モ ニタリングの準備を実施 する体制	左記の災害応急対策業務を実 施するために必要な人員 ※ 災害応急業務の必要にあ わせ順次配備人員を拡大
災害対策本部設置 第 1 配 備	Bレベル	緊急時モニタリングの実 施、避難所・救護所の設 営準備、住民広報の強 化その他必要な災害応 急対策を実施する体制	左記の災害応急対策業務を実 施するために必要な人員
災害対策本部設置 第 2 配 備	Cレベル	住民避難、緊急時モニ タリング、原子力災害医 療その他必要な緊急事 態応急対策を実施する 体制	左記の災害応急対策業務を実 施するために必要な人員

2 職員の動員計画

- (1) 本庁各部及び地方局は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員するものとする。
- (2) 配備要員にあたった職員は、勤務時間外において、携帯電話等により登庁の連絡を受けた場合、直ちに登庁し、配備体制につくものとする。
 また、テレビ、ラジオ等により災害の発生を覚知した場合においても、直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものとする。
 その他の職員は、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁するものとする。
- (3) 広報広聴課は、必要に応じ、報道機関に対し関係職員の非常参集の放送を依頼するものとする。

3 職員の動員系統

- (1) 職員の動員系統は次によるものとする。



(2) 勤務時間外における原子力安全対策課職員の動員

ア 伊方発電所から災害通報を原子力安全対策課で受信

イ 当直者は、直ちに原子力安全対策課職員に連絡

連絡先：原子力防災グループ担当係長（不在の場合、主幹、原子力安全対策課長の順）

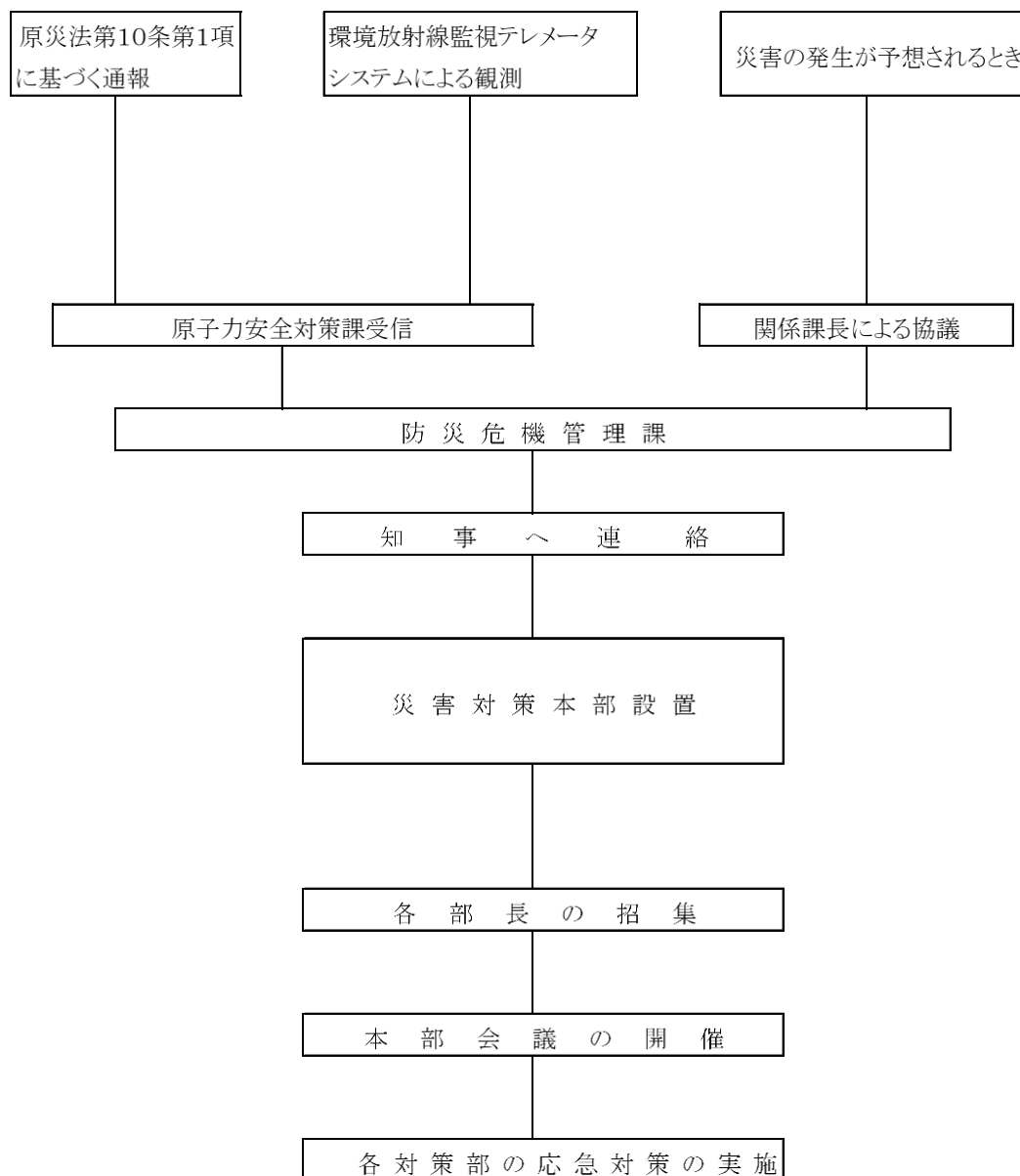
連絡方法：電話

ウ 原子力安全対策課職員は、携帯電話を常時携帯しておく。

エ 連絡を受けた職員は、動員計画に基づき、他の原子力安全対策課職員及び防災危機管理課防災企画グループ担当係長（不在の場合、防災企画グループ係員、主幹、防災危機管理課長）に連絡を行うとともに、直ちに参集する。

オ 参集した職員は、速やかに各関係機関への連絡、情報収集等を行う。

愛媛県災害対策本部会議を開催する場合の連絡系統図



第3章 各機関の活動体制

【防災危機管理課、原子力安全対策課、東予地方局総務県民課防災対策室、東予地方局今治支局総務県民室、中予地方局総務県民課防災対策室、南予地方局総務県民課防災対策室、南予地方局八幡浜支局総務県民室、四国電力㈱】

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、国、県、重点市町、防災関係機関及び原子力事業者は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備するものとする。

3-3-1 Aレベル（警戒事態発生）時の活動体制

1 原子力事業者の活動体制

原子力事業者は、警戒事象発生 of 通報を行った場合、速やかに要員の非常参集、非常体制の確立、災害対策本部の設置や応急対策の実施に必要な体制をとるものとする。

2 国の活動体制

- (1) 警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合は、原子力規制委員会と内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。
- (2) 原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び重点市町に対して情報提供を行うものとする。

3 県の活動体制

(1) 県災害警戒本部の設置

防災安全統括部長は、警戒事象の発生などAレベルに至ったと判断された場合、県災害警戒本部を県庁に設置するほか、地方警戒本部・支部を、中予地方局、南予地方局・八幡浜支局に設置する。また、必要に応じて現地災害警戒本部をオフサイトセンター（状況により八幡浜支局等）に設置し、県（現地）災害警戒本部会議を開催し、重要な応急対策について協議するものとする。

(2) 関係課長会議の開催

防災危機管理課長は、Aレベルに至った場合速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議するものとする。

(3) 現地関係課長会議の開催

南予地方局八幡浜支局総務県民室長は、現地災害警戒本部を設置した場合、速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに八幡浜支局において現地関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議するものとする。

(4) オフサイトセンターの設営準備への協力

県（西予土木事務所等）は、Aレベルに至った場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

(5) 愛媛県モニタリング本部の設置

県は、警戒事態に至った際には、速やかに愛媛県モニタリング本部を原子力センターに設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。

4 重点市町の活動体制

重点市町は、警戒事象の通報がなされた場合、速やかに職員の非常参集を行い、情報収集連絡体制や当面の応急対策活動の実施に必要な体制を整備するとともに、オフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。また、伊方町及び八幡浜市は、愛媛県モニタリング本部への職員の派遣を実施する。

3-3-2 Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の活動体制

1 原子力事業者の活動体制

- (1) 原子力事業者は、施設敷地緊急事象発生の通報を行った場合、速やかに、要員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、事故対策本部の設置、緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立ち上げ等必要な体制をとるものとする。
- (2) 原子力事業者は、県の災害対策本部等に要員を派遣するなどにより、県、関係機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- (3) 原子力事業者は、施設敷地緊急事象発生の通報を行った場合、緊急事態応急対策のための原子力レスキュー部隊の招集を行うものとする。
- (4) 原子力事業者は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、また、原子力レスキュー部隊を派遣しオンサイト対応に当たらせるものとする。
さらに、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行うものとする。

2 国の活動体制

- (1) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（伊方担当）の対応
原子力防災専門官は、施設敷地緊急事象発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、県、重点市町等の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行う。
また、上席放射線防災専門官（伊方担当）は、施設敷地緊急事象発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行う。
- (2) 関係省庁事故対策連絡会議の開催
施設敷地緊急事象発生の通報がなされた場合、国は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を設置し、当該施設敷地緊急事態に関する情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

(3) 現地事故対策連絡会議の開催

国は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置し、現地に派遣した職員相互の連絡調整を行うため、職員をオフサイトセンターに集合させ、現地事故対策連絡会議を開催する。

現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとする。

(4) 緊急時モニタリングセンターの設置

施設敷地緊急事態に至った際には、国は、オフサイトセンター及び愛媛県原子力センター等に緊急時モニタリングセンターを設置し、必要に応じた要員数等の調整を開始するとともに、緊急時モニタリングを速やかに開始する。

3 県の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

施設敷地緊急事象の発生などBレベルに至ったと判断された場合、知事は、国と密接な連携を図りつつ、必要な応急対策活動等を実施するため、災害対策本部を設置し、国に連絡するものとする。

(2) 災害対策本部会議の開催

災害対策本部長は、必要に応じて、災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議するものとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

Bレベルに至った場合、災害対策本部長が、災害の現地において緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めたときは、現地災害対策本部を、オフサイトセンター（状況により代替オフサイトセンター等）に設置する。

現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

(4) 現地災害対策本部の応援体制

中予地方局及び南予地方局（八幡浜支局含む。）は、現地災害対策本部の応援に当たるものとする。

(5) 東予地方局の応援体制

東予地方局（今治支局含む。）は、災害対策本部統括司令部の指示に従い、本部並びに現地災害対策本部の応援にあたるものとする。

(6) 国との連携

原子力防災専門官との連携を密にし、県等の行う応急対策に対する助言、指導を求めるとともに、必要に応じて国に対し専門家等の派遣を要請する。

また、国が現地事故対策連絡会議を設置した場合には、「オフサイトセンター運営要領」に定める職員を派遣し、緊急事態応急対策等の連絡調整を行うものとする。

(7) 原子力事業者等に対する応援要請

必要に応じて、原子力事業者及び他の原子力発電所立地等道府県に対し、装備、資機材、人員等の応援を求めるものとする。また、要請を受けた原子力事業者、原子力発電所立地道府県は、速やかに応援体制を整えるものとする。

(8) 緊急時モニタリングセンターへの参画

愛媛県モニタリング本部は、緊急時モニタリングセンター設置時に緊急時モニタリングセンターに再編されるものとし、緊急時モニタリングセンターの構成員として、緊急時モニタリングを実施する。

4 重点市町の活動体制

(1) 重点市町

重点市町の長は、施設敷地緊急事象の通報がなされた場合、市町対策本部等を設置し、警戒体制又は応急対策等の実施に必要な体制をとるものとする。また、「オフサイトセンター運営要領」に定める職員をオフサイトセンターに派遣するほか、緊急時モニタリングセンターの構成員として、職員の派遣を実施する。

5 防災関係機関の活動体制

防災関係機関の長は、施設敷地緊急事象の通報がなされた場合、必要な応急対策を実施するため、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

3-3-3 Cレベル（全面緊急事態発生）時の活動体制

1 原子力事業者の活動体制

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備するものとする。

2 国の活動体制

(1) 原子力災害対策本部の設置

国は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、速やかに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

(2) 原子力災害現地対策本部の設置

国は、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、オフサイトセンターに内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）を長とする原子力現地対策本部を設置する。

3 原子力災害合同対策協議会の設置

(1) 国の現地対策本部並びに県及び重点市町の災害対策本部（又は現地災害対策本部）は、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会は、住民避難等の最重要事項の調整と、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」により運営されるものとする。

(3) 全体会議は、国の現地対策本部長、県及び重点市町の災害対策本部長、関係機関の代表者及び原子力事業者の代表者又はこれらの者から委任を受けた者等により構成されるものと

し、国の現地対策本部長が主導的に運営するものとする。

- (4) 原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者が協議して「オフサイトセンター運営要領」に定めておくものとする。
- (5) 原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力規制委員会、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努める。
- (6) 原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報の収集は、情報収集ルートが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力災害合同対策協議会に一元化するものとし、現地における報道機関への発表についても、対策拠点とは区切られた現地のプレスセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が一元的に行うものとする。

4 オフサイトセンターにおける機能グループ活動

国の現地対策本部は、オフサイトセンターにおいて、県現地災害対策本部、重点市町の災害対策本部、原子力事業者等とともに、情報収集等のため、機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととする。

なお、機能グループの役割については以下のとおりとし、構成員等その運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとする。

オフサイトセンターにおける機能班の役割

班	機能	役割
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターの運営・管理 ・協議会の運営 ・機能班間連絡・調整 ・原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）チーム総括班、県、重点市町本部等との連絡調整
広報班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの問合せ等への対応 ・ERCチーム広報班、県、市町本部等への情報共有 ・報道機関への対応 等
プラントチーム	事故状況把握 進展予測	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント状況に関する情報提供 ・事故情報の把握及び進展予測 等
放射線班	緊急時モニタリング結果の収集・整理、飲食物の出荷制限・摂取制限に係る調整及び放射性物質汚染対策に係る調整	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング結果等の合同対策協議会資料の作成 ・除染等に関する企画立案 等

医 療 班	被災者の医療活動の把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療活動の調整 ・避難退域時検査、簡易除染、原子力災害医療に係る情報収集 ・ERCチーム医療班等との連絡・調整 等
住 民 安 全 班	住民防護対応及び社会秩序の維持等、住民の安全確保に係る活動の状況把握と調整	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示、区域設定・管理に係る調整 ・住民避難状況に係る情報収集 ・輸送に係る調整 等
実 動 対 処 班	実動組織との連絡調整 輸送及び物資調達の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・実動省庁又は官邸チーム実動対処班及びERCチーム実動対処班等との連絡・調整 等
運 営 支 援 班	原災現地本部における後方支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・参集者の食料等の確保 ・オフサイトセンターの環境整備 ・各種通信回線の確保 等

5 県の活動体制

(1) 災害対策本部の体制

原子力緊急事態宣言が発出された場合、知事は、国と密接な連携を図りつつ、必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

ただし、機能班が活動を開始した場合、それ以前に県現地災害対策本部等が行っていた事務の一部は、機能班に引き継ぐものとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

県は、オフサイトセンターにおいて、合同対策協議会の組織とともに設置される機能班に「オフサイトセンター運営要領」に定める要員を派遣し、事故状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

第4章 情報活動

【原子力安全対策課、四国電力㈱】

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、緊急事態応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

3-4-1 Aレベル（警戒事態発生）時の情報連絡

1 警戒事態発生情報の連絡

(1) 原子力防災管理者は、警戒事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、国（内閣府、原子力規制委員会、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、重点市町を管轄する八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、伊予警察署、宇和島警察署（以下「関係警察署」という。）、関係消防機関、原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。

さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。

(2) 県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにおいて警戒事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、原子力事業者はその結果を県等に連絡するものとする。ただし、降水による自然放射線の上昇及び落雷の影響による場合を除く。

(3) 原子力事業者から通報を受けた県は、直ちに内閣府、原子力規制委員会、消防庁、松山・宇和島海上保安部、自衛隊、警察本部、重点市町及び原子力防災専門官等に連絡し、通報連絡内容を相互確認する。

(4) 国（原子力規制委員会）は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。

また、国（内閣府）は、県及び伊方町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するほか、その他の市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

(5) 県は、事故の影響が発電所周辺に及び又は及ぶおそれがあると判断した場合には、その他の市町及び関係機関等に通報連絡することとする。

2 警戒事態発生後の被害情報等の連絡

(1) 原子力事業者は、国（内閣府、原子力規制委員会、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。

(2) 県は、重点市町、関係機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(3) 重点市町は、当面とるべき措置等について県の指示を受けるとともに、必要に応じ管轄の

警察署、松山・宇和島海上保安部及び関係消防機関に対し、通報連絡をするものとする。

- (4) 県や重点市町等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、次の事項について、要請内容の判断のため県や重点市町等より事前の状況把握等を行う。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

3-4-2 Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の情報連絡

1 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

- (1) 原子力防災管理者は、施設敷地緊急事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。

- (2) 県は、原子力防災管理者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（伊方担当）に連絡するものとする。ただし、落雷の影響による場合を除く。

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況を確認するよう指示し、その結果を国（原子力規制委員会）、県、重点市町に連絡するものとする。

- (3) 国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報について県、県警察本部、重点市町に連絡するとともに公衆に周知する。

- (4) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、県及び伊方町に対し、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、伊方町以外の重点市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、その他の市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

- (5) 原子力運転検査官は、施設敷地緊急事象発生後、直ちに現場の状況等を確認して、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡し、また原子力防災専門官は、収集した情報を整理して国、県、重点市町に連絡する。

- (6) 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、重点市町、その他の市町及び関係機関に連絡するものとする。

2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- (1) 原子力事業者は、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。さらに、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。
- (2) 国（内閣府）は、原子力防災専門官に対し、現地における情報の収集、原子力事業者、県、重点市町、現地事故対策連絡会議等との間において、連絡・調整等を行うよう指示するなど現地との緊密な連携の確保に努めるとともに、県及び重点市町等との間において、原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する。
- (3) 県は、重点市町、関係機関との間において、原子力事業者及び国（原子力規制委員会）から通報連絡を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- (4) 県、重点市町、関係機関、原子力事業者等は、国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。
- (5) 施設敷地緊急事態における防護措置実施の要請後においても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と県や重点市町等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県や重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。
- (6) 県や重点市町等が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、次の事項について、指示内容の判断のために県や重点市町等より事前の状況把握等を行う。
 - ・ P A Z 及び予防避難エリア内の避難者の数及び避難の方針
 - ・ U P Z 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
 - ・ 避難ルート、避難先の概要
 - ・ 移動手段の確保見込み
 - ・ その他必要な事項

3-4-3 Cレベル（全面緊急事態発生）時の情報連絡

1 全面緊急事態発生情報の連絡

- (1) 原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官（伊方担当）等に同時に文書を送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会、県及び重点市町からのものに限るものとする。
- (2) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案及び県及び重点市町に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を県及び重点市町に伝達するものとする。その際併せて、緊急時モニタリ

ングの結果、気象情報等を提供するものとする。

2 緊急事態宣言発出情報の連絡

内閣総理大臣は、全面緊急事態が発生していると認める場合、原子力緊急事態宣言を発出し、県、緊急事態応急対策実施区域に係る市町等に対し、屋内退避又は避難に関する指示などの緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

3 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

- (1) 国の現地対策本部、県及び重点市町の災害対策本部、関係機関、原子力事業者等は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- (2) P A Z 及び予防避難エリア内における避難及び屋内退避並びに U P Z 内における屋内退避の防護措置実施の指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。
- (3) 放射性物質等が放出され、県や重点市町等が、U P Z 内において避難及び一時移転を実施するに当たり、原子力災害合同対策協議会等は、次の事項について、指示内容の判断のため県や重点市町等より事前の状況把握等を行う。
 - ・ U P Z 内の避難及び一時移転の対象区域・対象者の数並びに避難及び一時移転の方針
 - ・ 避難ルート、避難先の概要
 - ・ 移動手段の確保見込み
 - ・ その他必要な事項また、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。
- (4) 各機関は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- (5) 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集を行うとともに、県、重点市町、関係機関、原子力事業者等との連絡調整等を引き続き行う。